

認定こども園利用者向け

令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化がスタート！

認定こども園を利用される方はご確認ください。

1 1号認定子どものうち、保育を必要としない子どもたち

【対象者・保育料】

- ◆ 満3歳から5歳児クラスまでのすべての子どもの保育料が無償化されます。
- ◆ 入園料や事務手数料、その他施設充実費などの特定負担額は、これまでどおり保護者の負担となります。
- ◆ 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担となります。ただし、[年収360万円未満相当世帯の子ども] と [第3子以降の子ども] については、副食費（おかず代やおやつ代）が免除されます。
- ◆ 副食費の免除について、[第3子以降の子ども] の多子カウント方法は、小学校3年生までの最年長の子どもを第1子としてカウントします。

【無償化の対象となる手続き】

既に認定こども園に入園し、1号認定として利用されている方
についての手続きは不要です。



2 1号認定子どものうち、保育を必要とし、預かり保育を利用する子どもたち

【対象者・保育料】

- ◆ 1号認定の保育料の無償化については、上記 ① と同じです。
- ◆ 預かり保育が無償化の対象となるには、現在受けている1号認定に加え、市から [新2号認定] や [新3号認定] の認定を受けることが必要です。

※ [新2号認定] や [新3号認定] を受けるためには、利用者が市に認定の申請を行うこととなります。



◆ 以下の支給要件に該当する場合、市から [新2号] 等の認定が受けられます。

認定区分	支給要件
新2号認定	[満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した] 子どもで、保育を必要とする要件（保護者毎に就労等）がある子ども
新3号認定	0歳から [満3歳に達する日以後最初の3月31日まで] の間にある子どもで、保育を必要とする要件（保護者毎に就労等）があるもののうち、 住民税非課税世帯 の子ども

◆ 利用日数に応じて、**[新2号認定]** は月額上限 **11,300円** まで、**[新3号認定]** は **16,300円** までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。

◆ 無償化の対象となる月額上限は、**[450円×利用日数]** と施設への支払い金額の低い方となります。

(例) 1号認定+新2号認定者が20日間預かり保育を利用した場合

● **預かり保育料が1日500円**の施設の在園児

《これまで保護者が園に支払っていた金額》

500円×20日（利用日数）= 10,000円…（A）

《無償化対象の限度額（※新2号の上限額は11,300円）》

450円×20日（利用日数）= 9,000円…（B）

《市から施設に支払う無償化対象金額（法定代理受領）》

（A）と（B）を比較し、低い方⇒（B）の9,000円

《★最終的に保護者が園に支払う金額》

（A）10,000円 - （B）9,000円 = **1,000円（自己負担分）**

● **預かり保育料が1ヶ月6,000円**…（A）の施設の在園児

《無償化対象の限度額（※新2号の上限額は11,300円）》

450円×20日（利用日数）= 9,000円…（B）

《市から施設に現物給付される無償化対象金額（法定代理受領）》

（A）と（B）を比較し、低い方⇒（A）の6,000円

★保護者の自己負担なし

◆ 預かり保育の利用料は、無償化対象金額を市から直接園に支払う [法定代理受領] にて行う方法を検討しています。（※今後変更される場合があります。）
そのため、利用料が無償化対象の限度額より低い場合は、自己負担はありませんが、高い場合は、差額を保護者から園に支払っていただく必要があります。

【無償化の対象となる手続き】



現行の1号認定に加え、市から新たに [新2号認定] または [新3号認定] を受けるため、市に認定申請書を提出する必要があります。
※提出書類…①子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書及び
②必要書類（就労証明書等、詳細は申請書裏面下段に記載）

【対象者・保育料】

- ◆ **3歳児クラスから5歳児クラスまでのすべての子ども**の保育料が無償化されます。
※ 3歳児クラス … 4月1日時点で3歳の誕生日を迎えている子どものクラス（年少クラス）
- ◆ 入園料や事務手数料、その他施設充実費などの特定負担額は、これまでどおり保護者の負担となります。
- ◆ 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担となります。ただし、[年収360万円未満相当世帯の子ども]と[第3子以降の子ども]については、副食費（おかず代やおやつ代）が免除されます。
- ◆ 副食費の免除について、[第3子以降の子ども]の多子カウント方法は、小学校就学前までの最年長の子どもを第1子としてカウントします。
- ◆ **0歳児クラスから2歳児クラスまでの子どもについては、住民税非課税世帯**のみ保育料が無償化されます。
- ◆ 子どもが2人以上の世帯の2歳児クラスまでの子どもの保育料については、現行制度を継続し、小学校就学前までの最年長の子どもを第1子としてカウントし、第2子は半額、第3子以降は無償となります。
※ 年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。



串間市では、子育てにかかる経済的負担を軽減することにより、安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進することを目的に、18歳未満から第1子としてカウントし、第3子以降の子どもの保育料を無料としています。

- ◆ **0歳児クラスから2歳児クラスまでの子ども**については、これまでどおり保育料の中に主食・副食費分が含まれますので、新たな保護者の負担はありません

【無償化の対象となる手続き】

既に認定こども園に入園し、2号認定や3号認定として利用されている方についての手続きは不要です。

